

映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成21年11月1日
経済産業省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。
- 調査票の項目に「***」が入っている場合は、記入の必要がありません。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、**企業単位の調査となっています**。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」について、「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません

II. 調査対象となる企業

※当該調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類（JSIC）小分類415－映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に格付けされる企業です。

具体的には、**主として新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業を営む企業が調査の対象となります**。

例えば、音声をデータに変換する業務、出版の編集業務なども含まれます。

◆ただし、次のような業務を主業として行う企業は調査の対象とはなりません。

- ① 新聞の発行を主として行う新聞社支局（新聞社支局：JSIC細分類4131）→「**新聞業調査**」の対象となります。
- ② 新聞の印刷を主として行う新聞社支局（新聞社支局（印刷を主とするもの）：JSIC細分類1611）
- ③ 撮影用機器及び録音用機器の賃貸を主として行う企業（映画・演劇用品賃貸業：JSIC細分類8891）→「**その他の物品賃貸業調査**」の対象となります。
- ④ 写真現像・焼き付けを主として行う企業（写真現像・焼付業：JSIC細分類8393）

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分類として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 (JSIC小分類番号: 415)

① ニュース供給業 (JSIC細分類番号: 4151)

新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する事業所をいう。

【例示】 ニュース供給業；新聞社支局（印刷発行を行わないもの）；民間放送局支局（放送設備のないもの）

② その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 (JSIC細分類番号: 4159)

他に分類されない映像・音声・文字情報制作に附帯するサービスを行う事業所をいう。

【例示】 映画出演者あっせん業；映画フィルム現像業；タイトル書き業；ポストプロダクション業；貸スタジオ業（映画撮影・録音用）；レコーディングスタジオ；レコーディングエンジニア業、出版物編集業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意														
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに () 書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>														
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)</u>。</p> <table border="1" data-bbox="459 1093 1414 1653"> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「<u>外国の会社</u>」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「<u>外資系の会社</u>」は「<u>外国の会社</u>」とはせず、「1 会社」となります。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。	3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。								
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。															
2 会社以外の法人・団体	公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「 <u>外国の会社</u> 」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「 <u>外資系の会社</u> 」は「 <u>外国の会社</u> 」とはせず、「1 会社」となります。															
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。															
3	企業の事業形態	<p>「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業が主としているもにあてはまる番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="459 1749 1414 2056"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ニュース供給を行う企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>貸スタジオ業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>撮影スタジオ業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ポストプロダクション業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>音楽スタジオ業を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	事業形態	1	ニュース供給を行う企業をいいます。	2	貸スタジオ業を営む企業をいいます。	3	撮影スタジオ業を営む企業をいいます。	4	ポストプロダクション業を営む企業をいいます。	5	音楽スタジオ業を営む企業をいいます。	6	上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業をいいます。
番号	事業形態															
1	ニュース供給を行う企業をいいます。															
2	貸スタジオ業を営む企業をいいます。															
3	撮影スタジオ業を営む企業をいいます。															
4	ポストプロダクション業を営む企業をいいます。															
5	音楽スタジオ業を営む企業をいいます。															
6	上記以外の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務を行う企業をいいます。															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意								
4	年間売上高	<p>(1) 「Ⅰ 企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>企業全体の年間売上高</u>については、<u>あなたの企業が平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。</p> <p>② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Ⅰの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」</p> <p>① 上記(1)の「Ⅰ」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入してください。</p> <p>② 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。</p> <p>例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。</p> <p>④ 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業種区分に従って記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務区分</th> <th style="width: 85%;">業 務 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">映像・音声・文字 情報制作に附帯 するサービス業務</td> <td>○ニュース供給業、貸スタジオ業、音楽スタジオ業、撮影スタジオ業、ポストプロダクション業などの業務(事業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他 業 務</td> <td>○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情 報 通 信 業 務</td> <td>※「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、映像情報制作・配給業、新聞業、出版業などの業務(事業)</td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	業 務 例 示	映像・音声・文字 情報制作に附帯 するサービス業務	○ニュース供給業、貸スタジオ業、音楽スタジオ業、撮影スタジオ業、ポストプロダクション業などの業務(事業)	そ の 他 業 務	○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)	情 報 通 信 業 務	※「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、映像情報制作・配給業、新聞業、出版業などの業務(事業)
業務区分	業 務 例 示									
映像・音声・文字 情報制作に附帯 するサービス業務	○ニュース供給業、貸スタジオ業、音楽スタジオ業、撮影スタジオ業、ポストプロダクション業などの業務(事業)									
そ の 他 業 務	○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業)									
情 報 通 信 業 務	※「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)、映像情報制作・配給業、新聞業、出版業などの業務(事業)									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意						
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="459 360 1412 1346"> <tr> <td data-bbox="459 360 523 479">卸売・ 小売業務</td> <td data-bbox="523 360 1412 479">○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 479 523 913">そ の 他 業 務</td> <td data-bbox="523 479 1412 913">○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、広告業、商品検査業、計量証明業、労働者派遣業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 913 523 1346">（ つ づ き ）</td> <td data-bbox="523 913 1412 1346">※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、物品賃貸業、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）</td> </tr> </table> <p data-bbox="443 1391 1447 1458">(3) 「Ⅲ 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の業務種類別の年間売上高」</p> <p data-bbox="459 1507 1447 1659">① 上記(2)の「Ⅱ」欄で記入した「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の年間売上高について、その内訳である(1)ニュース供給業務、(2)その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務の区分ごとの業務種類別の売上高を記入してください。</p>	卸売・ 小売業務	○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）	そ の 他 業 務	○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、広告業、商品検査業、計量証明業、労働者派遣業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）	（ つ づ き ）	※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、物品賃貸業、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）
卸売・ 小売業務	○商品の卸売業（ビデオソフトの販売事業者、問屋など）及び小売業（百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店）、代理商・仲立業などの業務（事業）							
そ の 他 業 務	○専門サービス業（法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など）、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、広告業、商品検査業、計量証明業、労働者派遣業、民営職業紹介業、警備業などの業務（事業）							
（ つ づ き ）	※上記以外のすべての業務（事業）をいいます。 ○農・林・漁業、鉱業、建設業（土木建築工事業、電気工事業など）、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業（鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など）、金融・保険業、不動産業（駐車場業を含む。）、物品賃貸業、飲食店（食堂、レストラン等）、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど）などの業務（事業）							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意															
4	年間売上高 (つづき)	<p>(つづき)</p> <p>② 「映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務」における業務種別区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 種 類</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ニュース供給業</td> <td>○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(2)その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス</td> <td>貸スタジオ</td> <td>○時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>音 楽 スタジオ業</td> <td>○映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>撮 影 スタジオ業</td> <td>○映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>ポストプロ ダクション</td> <td>○収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	業 務 種 類	内 容 例 示	(1)ニュース供給業	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	(2)その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス	貸スタジオ	○時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	音 楽 スタジオ業	○映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	撮 影 スタジオ業	○映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	ポストプロ ダクション	○収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合	その他	○上記以外の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合
業 務 種 類	内 容 例 示																
(1)ニュース供給業	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを供給する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合																
(2)その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス	貸スタジオ	○時間などで貸すことを目的とした、映像撮影や音楽録音などを行うことが可能なスタジオの運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	音 楽 スタジオ業	○映画音楽、テレビ番組の音楽録音などの音楽を録音するためのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	撮 影 スタジオ業	○映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオなどのスタジオ運営業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	ポストプロ ダクション	○収録素材を編集・合成・MA(マルチメディアオーディオ)処理する業務の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															
	その他	○上記以外の年間売上高をいい、映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業務の年間売上高に占める割合															

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																						
4	年間売上高 (つづき)	<p>(4) 「Ⅳ 「ニュース供給業務」の収入区分別年間売上高割合」</p> <p>① 上記(3)の「Ⅲ」欄で記入した「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の年間売上高について、ニュース供給業務の年間売上高の収入区分別に割合を記入してください。</p> <p>② 「ニュース供給業務」における収入区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配信収入</td> <td>○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>著作権収入</td> <td>○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>広告収入</td> <td>○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外のニュース供給業務の年間売上高に占める割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 「Ⅴ 「配信収入」における配信先別配信収入割合」</p> <p>① 上記(4)の「Ⅳ」欄で記入した「「ニュース供給業務」の収入区分別年間売上高割合」の配信収入について、割合の合計が100%となるように配信先別に整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 「配信収入」における区分の内容については、次の表に従ってください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配信先区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞・テレビ・ラジオ向け</td> <td>○新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>通信社向け</td> <td>○他通信社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>官公庁向け</td> <td>○中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>金融・証券向け</td> <td>○金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○上記以外にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合</td> </tr> </tbody> </table>	収入区分	内 容 例 示	配信収入	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	著作権収入	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	広告収入	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	その他	○上記以外のニュース供給業務の年間売上高に占める割合	配信先区分	内 容 例 示	新聞・テレビ・ラジオ向け	○新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	通信社向け	○他通信社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	官公庁向け	○中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	金融・証券向け	○金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合	その他	○上記以外にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合
収入区分	内 容 例 示																							
配信収入	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
著作権収入	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際に得る著作権収入のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
広告収入	○新聞、定期刊行物、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する際の広告料収入(広告会社に対する正規の手数料を控除した額)のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
その他	○上記以外のニュース供給業務の年間売上高に占める割合																							
配信先区分	内 容 例 示																							
新聞・テレビ・ラジオ向け	○新聞、テレビ、ラジオ等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
通信社向け	○他通信社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
官公庁向け	○中央官庁、地方自治体等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
金融・証券向け	○金融会社、証券会社等にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							
その他	○上記以外にニュースを配信する業務の配信収入に占める割合																							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意										
4	年間売上高(つづき)	<p>(6)「Ⅵ 貸スタジオ業務における保有スタジオ数、貸出し時間」 <u>4. Ⅲの「貸スタジオ業務」に年間売上高が計上されている場合に記入してください。</u> 平成21年11月1日現在で保有しているスタジオ数及び平成20年11月1日～平成21年10月31日までの1年間の貸出し時間数を記入してください。区分の内容については、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途先区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撮影スタジオ業務向け</td> <td>○映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ業務向け</td> <td>○映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>○上記以外のスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間</td> </tr> </tbody> </table>	用途先区分	内 容 例 示	撮影スタジオ業務向け	○映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間	音楽スタジオ業務向け	○映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間	そ の 他	○上記以外のスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間		
用途先区分	内 容 例 示											
撮影スタジオ業務向け	○映画スタジオ、テレビスタジオ、グラフィック撮影用スタジオ等主に映像を撮影するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間											
音楽スタジオ業務向け	○映画音楽、テレビ番組の音楽録音等主に音楽を録音するためのスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間											
そ の 他	○上記以外のスタジオの保有スタジオ数と貸出し時間											
5	年間売上高の契約先産業別割合	<p>(1)「Ⅰ「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の年間売上高の契約先産業別割合」</p> <p>① 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>電気業、ガス業、熱供給業、水道業</td> </tr> <tr> <td>情報通信業(同業者を除く)</td> <td>通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)…(*)</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	情報通信業(同業者を除く)	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)…(*)
産業区分	業 種 例 示											
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業											
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業											
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業											
情報通信業(同業者を除く)	通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)…(*)											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意	
5	年間売上高の 契約先産業別 割合(つづき)	(つづき)	
		産業区分	業 種 例 示
		運 輸 業 郵 便 業	鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）…(*)
		卸 売 ・ 小 売 業	商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等
		金 融 ・ 保 険 業	銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）
		不 動 産 業 物 品 賃 貸 業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸業 …(*)
		学 術 研 究, 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	学術・開発研究機関、専門サービス業（法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業（興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など）、広告業、技術サービス業（獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業）、その他の技術サービス業 …(*)
		宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業 …(*)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等）、娯楽業（映画館、興行場(別掲を除く)、興行団、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブを含む。）、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業 …(*)		
教 育, 学 習 支 援 業	学校教育、その他の教育,学習支援業（社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業（外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など））…(*)		

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意												
5	年間売上高の契約先産業別割合(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>産業区分</th> <th>業 種 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス業</td> <td>廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*)</td> </tr> <tr> <td>公 務</td> <td>国家及び地方公務</td> </tr> <tr> <td>同 業 者</td> <td>「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 産 業</td> <td>農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など …(*) ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td>個 人</td> <td>契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	産業区分	業 種 例 示	サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*)	公 務	国家及び地方公務	同 業 者	「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)	そ の 他 の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など …(*) ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。	個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。
産業区分	業 種 例 示													
サービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*)													
公 務	国家及び地方公務													
同 業 者	「映像・音声・文字情報に附帯するサービス業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む)													
そ の 他 の 産 業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵便局、協同組合)など …(*) ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。													
個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を対象としている場合は、ここに含めてください。													
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額	<p>(1) 「I 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用</u>については、企業全体で平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用区分</th> <th>費 用 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与 支 給 総 額</td> <td>○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分	費 用 例 示	給 与 支 給 総 額	○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。								
費用区分	費 用 例 示													
給 与 支 給 総 額	○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。													

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																											
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用区分</th> <th>費用例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外注費</td> <td></td> <td>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td></td> <td>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">借 賃 料</td> <td>土地・建物</td> <td>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の営業費用</td> <td>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td>機械・情報通信機器</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用</td> </tr> </tbody> </table>	費用区分		費用例示	外注費		○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。	減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。	借 賃 料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。		その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など	資産区分		資産例示	有形固定資産	機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用
費用区分		費用例示																											
外注費		○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。																											
減価償却費		○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。																											
借 賃 料	土地・建物	○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。																											
	機械・装置	○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																											
	その他	○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。																											
	その他の営業費用	○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。 荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など																											
資産区分		資産例示																											
有形固定資産	機械・情報通信機器	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																											
	その他	○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した費用																											

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意								
6	年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 360 683 405">資産区分</th> <th data-bbox="683 360 1441 405">資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 405 496 483">有形固定資産</td> <td data-bbox="496 405 1441 483"> <ul style="list-style-type: none"> ○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 483 496 645">建物・その他の有形固定資産</td> <td data-bbox="496 483 1441 645"> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 645 496 808">無形固定資産</td> <td data-bbox="496 645 1441 808"> <ul style="list-style-type: none"> ○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など </td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	資産例示	有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用 	建物・その他の有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など 	無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分	資産例示									
有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用 									
建物・その他の有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など 									
無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ○物的な存在形態を持たない固定資産（法的権利又は経済的権利）の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など 									
7	従業者数	<p>(1) 従業者数は、平成21年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 企業全体の従業者数」 企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。（別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません。）</p> <p>② 上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請（請負業務）の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1615 699 1659">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1615 1441 1659">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1659 699 2033">① 個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1659 1441 2033"> <ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内容例示	① 個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 				
雇用形態区分	内容例示									
① 個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 									

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意																				
7	従業者数 (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用形態区分</th> <th>内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 有給役員</td> <td>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</td> </tr> <tr> <td>常用雇用者</td> <td>○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>④パート、アルバイトなど</td> <td>○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人</td> </tr> <tr> <td>(就業時間換算雇用者数)</td> <td>○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)</td> <td>○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人</td> </tr> <tr> <td>総計(①から⑤の合計)</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)</td> </tr> <tr> <td>総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人</td> </tr> <tr> <td>総計のほかに別経営の企業から派遣されている人</td> <td>○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)就業時間換算雇用者数記入例</p> <p>例えば、1週間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④パート・アルバイト」欄に4人と記入します。あなたの会社の1週間あたり所定労働時間が40時間であれば、$24 \times 4 \div 40 = 2.4$となりますので、「就業時間換算雇用者数」には「2」と整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)</p>	雇用形態区分	内 容 例 示	② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。	常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人	③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人	④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人	(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)	⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人	総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)	総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人	総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人
雇用形態区分	内 容 例 示																					
② 有給役員	○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬、給与の支払いを受けている人 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。																					
常用雇用者	○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成21年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人																					
③一般に正社員、正職員などと呼ばれている人	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人																					
④パート、アルバイトなど	○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人																					
(就業時間換算雇用者数)	○「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記※参照)																					
⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人																					
総計(①から⑤の合計)	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄)																					
総計(①～⑤の合計)のうち、別経営の企業に派遣している人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人																					
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人																					

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意														
7	従業者数 (つづき)	<p>(4) 「Ⅱ「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」の部門別事業従事者数」</p> <p>① 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記入してください。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たる業務(例えば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。</p> <p>(※) <u>事業従事者数とは</u>、従業者数(「Ⅰ」欄の総計)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数をいいます。ただし、別経営の企業から派遣されていても「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」以外の業務に従事している人は除きます。</p> <p>② この欄では、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に携わる事業従事者数を記入して頂きますので、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「Ⅰ」欄の従業者数総計(①～⑤の合計) - 「別経営の企業に派遣している人」 + 「別経営の企業から派遣されている人」のうち、 <u>「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に携わる人数(事業従事者数)</u></p> </div> <p>③ 部門別事業従事者数は、次の部門区分に従って記入してください。</p> <p>(注) <u>以下の各部門の「うち、別経営の企業から派遣されている人」については、「総計のほかに別経営の企業から派遣されている人」のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」に従事している人数を内数で各部門別に記入してください。</u></p> <table border="1" data-bbox="450 1305 1422 2022" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部 門 区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理・営業部門</td> <td>○一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">編集部門</td> <td>○ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術部門</td> <td>○情報システムに関する業務に従事する人 ○スタジオで各種機材の操作に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製作部門</td> <td>○映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>○上記以外の業務に従事する人</td> </tr> </tbody> </table>	部 門 区 分	内 容 例 示	管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。	うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)		編集部門	○ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人	技術部門	○情報システムに関する業務に従事する人 ○スタジオで各種機材の操作に従事する人	製作部門	○映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する人	その他	○上記以外の業務に従事する人
部 門 区 分	内 容 例 示															
管理・営業部門	○一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業務」を担当する役員は、ここに含めてください。															
うち、別経営の企業から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ)																
編集部門	○ニュースの取材、入力、校正などニュースを作成する業務に従事する人															
技術部門	○情報システムに関する業務に従事する人 ○スタジオで各種機材の操作に従事する人															
製作部門	○映像・音声・文字情報制作に関わる製作業務に従事する人															
その他	○上記以外の業務に従事する人															